

中野市及び下水内郡豊田村の廃置分合に伴う地
域審議会の設置に関する協議書

中野市告示第84号

豊田村告示第37号

平成17年4月1日から中野市及び下水内郡豊田村を廃し、その区域を持って中野市を設置することに伴い、豊田村の区域に豊田地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定により、合併前の下水内郡豊田村の区域に中野市豊田地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）支所が所掌する事務に関する事項
- （2）新市建設計画の変更に関する事項
- （3）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （4）その他、市長が必要と認める事項

2 審議会は、当該区域に係る必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公募により選任された者

配置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書（協議書）

(3) 市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の3分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、審議会の委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(補則)

第8条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この協議は、平成17年4月1日から施行する。

平成16年9月27日

中野市長 青木 一

豊田村長 清野 眞木生